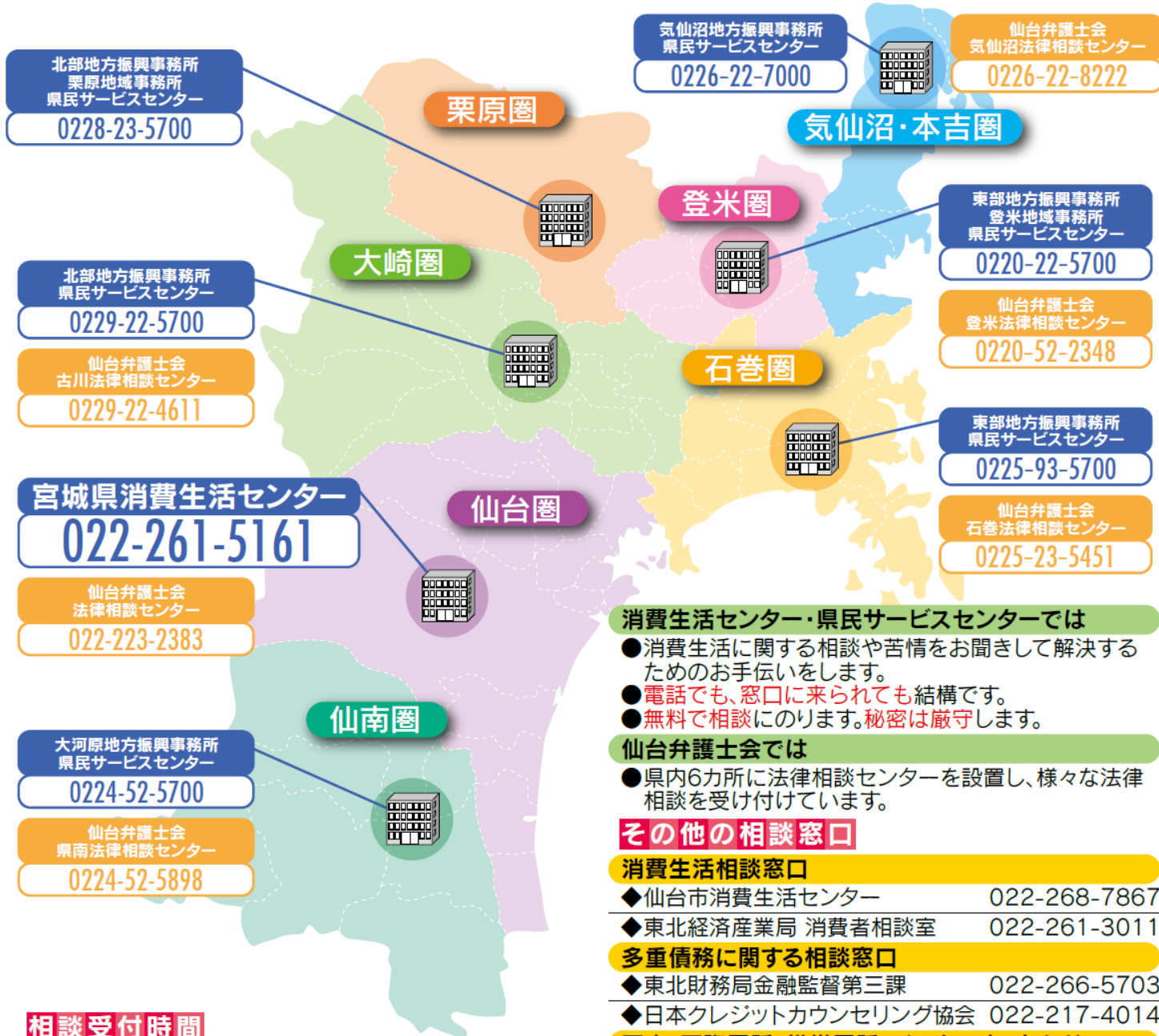


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆御存知ですか？『クーリング・オフ』

◆消費者庁リコール情報サイトについて

◆消費生活相談員養成講座の御案内

10 October
月号

第31号

御存知ですか？『クーリング・オフ』



こんな相談がありました

「昨日、自宅に訪問してきた業者から「このままだと排水溝から汚物の臭いが発生する」と言われ、その場で排水溝掃除の契約をしてしまった。後悔している。契約をやめることはできるだろうか。」

(60代女性)



消費生活センターからクーリング・オフについて助言。契約解除できました。

クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘で、冷静に判断できないまま契約をしてしまいがちな販売方法に対して、一定期間内であれば無条件で契約を解約することができる特別な制度です。

違約金などを請求されることはなく、既に支払ったお金は全額返金されます。また、商品を返すときの費用も事業者負担です。

クーリング・オフできるのかな？

クーリング・オフ制度は、「契約は守らなければならない」とする原則の例外にあたります。消費者がクーリング・オフできる取引は、法律や約款などに定めがある場合にに限られます。

なお、クーリング・オフできなくても、未成年者契約や消費者契約法によって取り消しできるケースもあります。

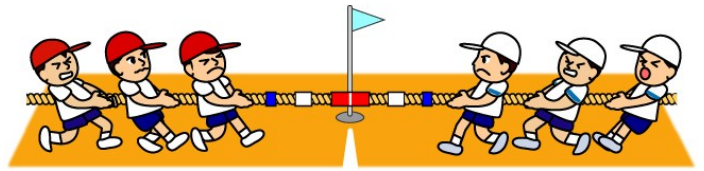
不明な点がある場合は、お近くの消費生活相談窓口に相談しましょう。

※店舗販売と通信販売

自分から店に出向いたり（店舗販売）、広告を見て自分から電話やインターネットなどで申し込む取引（通信販売）は、クーリング・オフができません。通信販売の場合は、注文する前に返品対応が可能かどうか規定をよく確認しましょう。

参考：国民生活センター「くらしの豆知識」

特定商取引法のクーリング・オフ



取引内容（販売形態）	適用対象	期間
訪問販売	事業者の営業所以外の場所（自宅や喫茶店。街頭で誘われて案内された場合は営業所や店舗も対象）での商品・権利・サービスの契約	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた（電話をかけさせられた場合も含む。）商品・権利・サービスの契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法（他の人を加入させれば利益が得られると言って商品やサービスを契約させる商法）等による契約（店舗契約も含む。）	20日間
業務提供誘因販売取引	内職商法（在宅ワークで収入を得るために必要と言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせる商法）による契約（店舗契約も含む。）	20日間
特定継続的役務提供	エステティック・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスを継続的に行う契約（店舗契約も含む。）	8日間

ハガキの記載例

ウラ面

→ クーリング・オフする日付
→ 商品が届いている場合
→ 支払ったお金がある場合

契約の総額

契約解除通知

私は、貴社と次の契約をしましたが、解除します。

契約年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

販売会社名・担当者名 〇〇〇〇〇〇

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

すでに支払った代金〇〇円をすべし返してください。

商品は早く引き取ってください。

年 月 日

氏 住 所 名 所 日

- ～アドバイス～
- ①必ず書面で通知しましょう。
 - ②両面コピーして保管しましょう。
 - ③郵便局では、「特定記録郵便」、「簡易書留」、「内容証明郵便」、のいずれかの方法で発送しましょう。
 - ④クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同様に通知しましょう。

オモテ面

郵便はがき

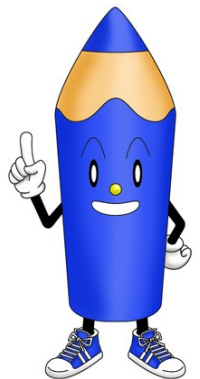
〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

御中

切手



消費者庁リコール情報サイトについて



消費者庁では、リコール品による事故を防止するため、リコール情報を一元化して消費者に提供する専用サイト「消費者庁リコール情報サイト」を開設しています。このサイトでは、消費者が新規情報を分野別で得られたり、商品名によるリコール情報の検索することができます。

また、高齢者や子ども向け製品といった分類でのリコール情報のメール配信サービスも行っています。

消費者庁リコール情報サイト

PC <http://www.recall.go.jp/>

携帯 <http://www.recall.go.jp/m/>


リコール情報メールサービス登録アドレス

<http://www.recall.go.jp/service/register.html>



消費生活相談員養成講座の御案内





宮城県では、消費者から寄せられる相談や苦情を処理・解決するために必要な知識を習得するための講座を、下記のとおり開講します。

消費生活専門相談員などの資格取得を目指している方、消費生活啓発活動の実施を目指している方、消費生活分野に興味のある方は、是非御受講ください。

 講座期間 平成24年11月 6日(火)、7日(水)、13日(火)、14日(水)、20日(火)、21日(水)、27日(火)、28日(水)
平成24年12月 4日(火)、5日(水)、11日(火)、12日(水)、18日(火)、19日(水)、25日(火)、26日(水) (全16回)



 開催場所 フォレスト仙台(仙台市青葉区柏木1-2-45)
 講座内容 消費者問題の現状、消費生活相談に必要な法律知識、表示、食の安全、金融、保険サービスに関する知識 ほか(研修内容は変更になる場合があります。)

 受講料 無料
 講座対象・定員 県及び市町村の消費生活相談員、一般受講者 30名
 申込方法 養成講座受講申込書に御記入の上、郵送、FAX、E-mailのいずれかの方法で、下記にお申し込みください。
 申込期間 平成24年9月26日 から 平成24年10月26日 まで



申込・問い合わせ先

宮城県消費生活・文化課(宮城県消費生活センター)

電話: 022-211-2524

FAX: 022-211-2959

URL: <http://www.pref.miyagi.jp/syoubun/syohi-sc/>

※申込に当たっては、募集要項を御確認ください。